

実地指導等での指摘事項

1 平成30年度の実地指導の実施状況

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所
地域密着型通所介護	3事業所
小規模多機能型居宅介護	3事業所
認知症対応型共同生活介護	10事業所
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1事業所

是正改善事項 13件 口頭指摘事項 152件

2 指摘事項 ～ 全サービス共通 ～

1 運営基準等について

- ① 重要事項説明書の同意とは別に個人情報の取扱いに関する同意を得ていますか。
⇒重要事項説明書の内容に対する同意と個人情報の取扱いに関する同意は、その趣旨が異なることから、別葉で得ておくことを望ましいものとします。
- ② 運営規程、重要事項説明書のサービス利用料の利用者負担割合について、1割、2割だけではなく、3割についても記載がありますか。
⇒平成30年8月から負担割合の上限が3割に引き上げられていますので、3割負担の利用者が存在することに留意してください。
- ③ サービス利用料について、一見して何の費用か分からない名目で徴収しているものはありますか。
⇒特に領収証を交付する際は「雑費」等まとめた表記ではなく、個別の費用ごとに表記し、利用者へ内訳が分かるようにしてください。

2 人員基準について

- ① 事業所の勤務形態一覧表で1名の従業員の勤務延時間数は、事業所が定める「常勤の従業員が勤務すべき時間数」が上限となっていますか。

⇒勤務時間が過多とならないよう、人員の確保に努めてください。

- ② 管理者とその他の職種の勤務時間は分けて管理していますか。
⇒管理者に限らず、通所系の生活相談員と介護職員、看護職員と機能訓練指導員、居住系の計画作成担当者と介護従業者等も同様です。指定基準において、同時並行的に勤務できる職種以外は分けて管理するようにしてください。
- ③ 勤務予定表、出勤簿又はタイムカード、勤務実績表は全て保存していますか。
⇒勤務予定表と出勤簿を兼ねている事業所で、当該月が終了した後、勤務実績に合わせて作成し直し、勤務予定表に押印のあるものを処分している事例がありました。勤務予定表を作成する際は指定基準に規定する人員を満たしているかを確認し、勤務予定表と勤務実績に変更がある場合は、別に勤務実績表を作成のうえ、当該月の人員基準を満たしているかを再度確認してください。そのため、勤務予定表と出勤簿又はタイムカード、勤務実績表は全て保存しておくことを望ましいものとします。
- ④ サービス提供体制強化加算について
- A サービス提供体制強化加算の算定の根拠となる人員について、毎月末時点の常勤換算数を管理していますか。
- B サービス提供体制強化加算の要件に該当する員数の中に、管理者や計画作成担当者等の指定されていない職務に従事した時間を含んでいませんか。
⇒サービス提供体制強化加算は要件に該当する職員を常勤換算数で算出し、常勤換算数による割合が、規定されている割合以上であれば、算定できる加算です。この常勤換算数を正確に算出するためにも、従業者の職務の管理は分けて管理するようにしてください。

3 介護計画に関することについて

- ① 定期的にあセスメント表を用いて利用者の心身の状況の把握を行っていますか。
⇒介護計画の作成やサービス提供に活かすために、契約時だけでなく、定期的にあセスメント表を用いて利用者の心身の状況を把握しておくことを望ましいものとします。
- ② 介護計画の短期目標の期間は長期目標を達成するために踏むべき段階として、適切な期間を設定していますか。

⇒介護計画では長期的に達成していく「長期目標」とその長期目標を達成するための段階としていくつかの「短期目標」を設定することとなっています。例えば長期目標を達成する期間として1年を設定したのであれば、その長期目標を達成するために踏むべき段階としての短期目標は「3か月～6か月」で達成の見込みがあるものを設定してください。

- ③ 介護計画の長期目標、短期目標は達成のイメージができるような具体的なものとなっていますか。

⇒目標が、従業者が実施する援助内容となっている事例が見受けられました。目標は利用者の視点に立って設定されるものであり、抽象的な言葉ではなく誰にもわかりやすい具体的な内容で記載することとし、かつ、実際に解決が可能と見込まれるものを設定するようにしてください。

- ④ モニタリングで介護計画の内容の実施状況や目標の達成度、サービスの検証を行っていますか。モニタリングが単なる現状の報告や形式的なものになっていませんか。

⇒「達成」「一部達成」「未達」といった検証を行い、その結果を利用者や家族の意向等と照らし合わせて新たなニーズを導き出すことが必要です。

⇒同一の目標が長期間継続するということは、目標そのものが不適切であると考えられます(モニタリングで目標を「ほぼ達成」しているのにサービスは「継続」となっている事例があります)。

3 指摘事項 ～ 通所系サービス ～

- ① 入浴介助加算について(平成29年度集団指導再掲)

- A 入浴介助に関する記録について、入浴の有無のみではなく、援助の内容や入浴時の利用者の様子等の記録をしていますか。

⇒入浴介助加算は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであることから、実際の援助内容が分かるように入浴の記録を行ってください。記録の様式については必要に応じて記載できるように適宜修正をしてください。

- B 地域密着型通所介護計画に入浴サービス提供を位置づけたうえで、入浴介助加算を算定していますか。

⇒地域密着型通所介護計画は、介護報酬算定の根拠となる書類であるので利用者にとって必要なサービスを遺漏なく位置付け、適正な介護給付に努めてください。

⇒身体的な介助をあまり必要とせず、利用者がほとんど自力で入浴できるケー

スであっても、利用者が入浴するのを見守り、結果として身体に直接接触する介助を行わなくても加算の対象となります。

- C 重要事項説明書で入浴介助加算の利用料等の説明をしていますか。
⇒重要事項説明書に「入浴料」と記載している例があり、入浴に対しての加算ではないので不適切です。
- D 入浴を中止した場合に、入浴介助加算を算定していませんか。
⇒計画に位置づけがあっても、入浴を実施しなかった場合には算定できません。
- E 清拭を実施した場合に、入浴介助加算を算定していませんか。
⇒加算の対象となるのは全身浴あるいは全身シャワーのみであり、部分浴、部分シャワー、清拭は対象外です。
⇒下関市の事業所で平成26年8月に行政処分を受けた理由のひとつに、「清拭で入浴介助加算を請求していた」という事項があり、指定取消になっています。

② 屋外サービスについて(平成28年度・29年度の集団指導再掲)

- A 提供された屋外サービスが効果的な機能訓練になっていますか。
⇒屋外でのサービス提供は、「効果的な機能訓練等のサービスが提供できること」となっているので、単なる「花見」や「気分転換」という理由では、屋外サービスを介護保険サービスで提供することはできません。
- B 認知症対応型(地域密着型)通所介護計画に適正な屋外サービスを位置付けていますか。
⇒どのような目的でどのような内容の屋外サービスを提供するのか、あらかじめ、認知症対応型(地域密着型)通所介護計画に位置づけをしてください。ただし、効果的な機能訓練の位置づけがない場合は、屋外サービスを介護保険サービスで提供することはできません。
- C 屋外サービスを提供した日時や内容の記録はありますか。
⇒屋外サービスを提供した場合は、サービスの提供記録等に外出した時間や実施した内容等を記録するようにしてください。

- ③ 2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護は、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対してのみ実施していますか。
⇒2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護は、利用者の都合で利用時間が短くなったという理由等では算定できません。当該算定については、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者として居宅サービス計画に位置づけのある利用者についてのみ算定するようにしてください。

4 指摘事項 ～ 認知症対応型共同生活介護 ～

- ① 介護支援専門員である計画作成担当者は、介護支援専門員ではない他の計画作成担当者の業務を監督していますか。
⇒介護支援専門員である計画作成担当者は、介護支援専門員ではない計画作成担当者が作成した計画等を確認し、指摘があればその旨を、なければ確認していることが分かるよう記録を残してください。
- ② 入居申込者の入居に際して、主治の医師の診断書等により、当該入居申込者が認知症である者であることを確認していますか。
⇒入居の際、当該入居申込者が認知症(急性期のものを除く)である者かどうかの確認を主治の医師の診断書により行った場合はその診断書を保存してください。また、長期間入居している利用者の申込みの際に得た診断書等の記録を紛失しないよう注意してください。
- ③ 認知症専門ケア加算の算定要件である利用者の総数のうち日常生活自立度ランクがⅢ以上である利用者が2分の1以上であることを毎月末時点で確認をしていますか。
⇒当該加算は要件を満たさなくなった時点で算定できなくなるので、要件を満たしているかを毎月確認してください。なお、確認した割合等は記録として保存してください。
- ④ 医療連携体制加算について
- A 医療連携体制加算を算定する場合は、「重度化した場合の対応に係る指針」を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていますか。
⇒指針の同意を得ていることについては、その旨を記録することでも良いですが、後のトラブルとならないように、書面で得ておくことを望ましいものとします。
また、長期間入居している利用者の入居の際に得た当該指針の同意書等の記録を紛失しないよう注意してください。
- B 日常的に看護師による健康管理を実施し、その記録を残していますか。
⇒医療連携体制強化加算を算定している事業所がすべき業務に看護師による日常的な健康管理があるので、日々のサービス提供に活かせるよう、記録を残してください。

5 指摘事項 ～ 小規模多機能型居宅介護 ～

- ① 通いのサービスしか利用していない利用者に対しても、安否確認等、日常的に関わりを持っていますか。
- ⇒指定基準に定める「適切なサービス」とは利用者に対して、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせておおむね週4回以上行うことが目安となるものです。なお、見守りの意味で利用者宅を訪問し声かけを行った場合は訪問サービスの回数に含めて良いとされています。
- ② 介護支援専門員は少なくとも1か月に1回、利用者の居宅を訪問し、面接した上でモニタリングを実施し、その記録を残していますか。
- ⇒小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の役割も担います。毎月利用者の居宅でモニタリングを実施し、居宅サービス計画の実施状況の評価を行い、その記録を「支援の経過記録」等に残すようにしてください。

6 指摘事項 ～ その他 ～

- ① 【定期巡回、小多機、GH、加算等】
- 人員基準に常勤換算数による員数の配置が求められている場合は、毎月従業者の勤務実績時間数から常勤換算数を算出し、勤務実績表等にその記録をしていますか。
- ⇒例えば、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の看護職員や、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の日中の介護従業者数等は、暦月ごとの常勤換算数が基準を満たしているかが求められています。
- ② 【定期巡回、小多機、GH、(地)介護老人福祉施設】
- 多職種で介護計画を作成している場合でも、「計画作成者」は「計画作成担当者(計画作成責任者)」の氏名が記載されていますか。
- ⇒介護保険サービスは多職種が連携し介護計画の作成等に取り組むことが望ましいとされており、実践している事業所も多数見受けられました。しかし、基準上、計画作成担当者が介護計画の作成を求められているサービスでは、最終的な作成は計画作成担当者が行ってください。
- ③ 【定期巡回、小多機】
- サービス提供体制強化加算を算定している場合は、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していますか。
- ⇒サービス提供体制強化加算の要件のひとつに、「従業者ごとの研修計画の作成」があります。研修計画は個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期を定めてください。